

下関市立公民館に設置する自動販売機設置事業者の公募公告

下関市立公民館に自動販売機を設置する者を次のとおり、公募により募集します。

令和 8 年(2026 年)1 月 5 日

下関市長 前田 晋太郎

1 公募に付する事項

(1) 名 称 下関市立公民館に設置する自動販売機設置事業者

(2) 公募物件

プロ ック	物件 番号	設置場所	台数	自動販売機等の 設置場所の寸法		利用 可能 面積	備 考
				幅	奥行		
A	1	北部公民館 1F	1台	1.5m 以下	1.0m 以下	1.5 m ²	
	2	西部公民館 1F	1台	1.3m 以下	0.9m 以下	1.1 m ²	
	3	川中公民館 3F	1台	1.5m 以下	1.0m 以下	1.5 m ²	
	4	川中公民館 分館 1F	1台	1.4m 以下	0.9m 以下	1.2 m ²	
	5	吉見公民館 1F	1台	1.3m 以下	1.0m 以下	1.3 m ²	
B	1	長府東公民館 1F	1台	1.5m 以下	1.0m 以下	1.5 m ²	
	2	王司公民館 屋外	1台	1.5m 以下	1.0m 以下	1.5 m ²	
	3	清末公民館 1F	1台	1.3m 以下	0.9m 以下	1.1 m ²	
	4	小月公民館 1F	1台	1.3m 以下	1.0m 以下	1.3 m ²	
	5	王喜公民館 屋外	1台	1.5m 以下	1.0m 以下	1.5 m ²	
	6	内日公民館 1F	1台	1.5m 以下	1.0m 以下	1.5 m ²	

注 1 設置する自動販売機の種類は、清涼飲料水等（食品衛生法施行令（昭和 28 年政令第 229 号）第 1 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる食品をいう。以下同じ。）の自動販売機とする。

注 2 北部公民館の所在地は、下関市山の田東町 4 番 13 号である。

注 3 西部公民館の所在地は、下関市伊崎町一丁目 4 番 30 号である。

注 4 川中公民館の所在地は、下関市伊倉町二丁目 1 番 1 号である。

注 5 川中公民館分館の所在地は、下関市綾羅木本町三丁目 1 番 20 号である。

注 6 吉見公民館の所在地は、下関市大字吉見下 1533 番地である。

注 7 長府東公民館の所在地は、下関市長府松小田本町 4 番 15 号である。

注 8 王司公民館の所在地は、下関市王司神田一丁目 9 番 1 号である。

注 9 清末公民館の所在地は、下関市清末陣屋 5 番 20 号である。

注 10 小月公民館の所在地は、下関市小月本町一丁目 7 番 7 号である。

注 11 王喜公民館の所在地は、下関市王喜本町二丁目 15 番 10 号である。

注 12 内日公民館の所在地は、下関市大字内日下 1146 番地 5 である。

注 13 自動販売機等の設置場所の寸法には、自動販売機脚部に設置する転倒防止用鉄板等の寸法及び容器回収ボックスの寸法を含む。

注 14 物件番号ごとに指定されている自動販売機等の設置場所の寸法の範囲内で、かつ、指定されている利用可能面積の範囲内であること。

注 15 災害対応型（災害発生時に無料で清涼飲料水等の提供が可能なもの。）であることが好ましい。

注 16 下関市立川中公民館については、今回公募する物件とは別に公民館 1 階に 1 台、2 階に 1 台、4 階に 1 台、屋外に 1 台設置している。

注 17 下関市立川中公民館分館については、今回公募する物件とは別に公民館分館 1 階に 1 台設置している。

注 18 自動販売機の機種によっては、販売品の補充やメンテナンスのための扉の開閉等に支障のあるため、事前に設置場所の確認を行うこと。

(3) 設置期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

設置事業者の行政財産の使用状況を勘案し、当該行政財産の用途又は目的を妨げない限度において自動販売機の使用を許可することができると下関市が判断した場合は、1 年間の許可延長を 2 回まで可能とし、引き続き設置することができる。ただし、下関市立内日公民館は令和 10 年度前半に施設閉鎖予定。

2 公募に参加できる者の資格

公募に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者でないこと。

(2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 下関市内に本店、支店又は営業所を有する法人であること。又は下関市内に住所を有する個人であること。

(4) この公告の日から入札までの間のいずれの日においても下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の処置を受けていないこと。

- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団又はそれらに関連すると認めるに足りる相当の理由のある者でないこと。
- (6) 市税を完納していること。
- (7) 応募の日から過去3年間において自動販売機の設置実績を有する者で、その間、健全な経営を行っている者。
- (8) 下関市教育委員会教育部生涯学習課が行う自動販売機の公募で設置事業者としての決定又は使用許可の取り消しを受けている者でないこと。

3 公募に関する事務を担当する課の名称等

下関市教育委員会教育部生涯学習課

〒751-0830 下関市幡生新町1番1号 下関市教育センター1階

TEL (083) 231-1236

FAX (083) 222-8333

4 契約条項を示す場所

上記3の場所とする。

5 公募手続等

設置事業者を選考する方法は、入札とする。

(1) 応募に必要な書類の配布期間及び場所

①配布期間 令和8年1月5日（月）から令和8年1月20日（火）まで（閑序日を除く。）の午前9時から午後5時まで

②配布場所 上記3の場所に同じ
なお、下関市ホームページからもダウンロードできる。

(2) 応募の提出書類、期限、場所及び方法

①提出書類

ア 応募申込書（法人は様式第1号、個人は様式第2号）

イ 応募申込書に記載している必要書類

②提出期限 令和8年1月20日（火）まで（閑序日を除く。）の午前9時から午後5時まで

③提出場所 上記3の場所に同じ

④提出方法 持参または郵送（書留郵便、特定記録郵便その他これに準じる方法によるものに限る。）

(3) 仕様等に関する質問の受付及び回答

①質問方法 「仕様等に対する質問・回答書（様式第3号）」によりFAX又は電子メ

ールで行うこと。

②提出期限 令和 8 年 1 月 1 6 日（金）の正午まで

③提 出 先 下関市教育委員会教育部生涯学習課

F A X (083) 222-8333

電子メール kishogai@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

※選考後仕様等についての不知又は不明を理由に異議を申し立てることはできない。

（4）応募申込書等必要書類の審査結果不適合の者

①審査結果の通知

応募申込書を提出した者について、提出された応募書類の審査結果、不適合と認められる者に対してはその旨を通知する。この通知を受けた者は、この選考に参加することができない。

②選考参加資格要件不適合の理由の説明要求

選考参加資格要件不適合通知を受け取った者は、令和 8 年 1 月 30 日（金）までに、説明を求める書面を提出することができる。

（5）応募申込書等必要書類の審査結果適合した者

①審査結果の通知

適合した者に対して、選考に必要な書類の提出を求める。なお、必要な書類の様式は郵便にて送付する。

②提出書類

ア 提出書類等一覧

イ 見積書

ウ 設置を予定している自動販売機のカタログ

※一旦提出いただいた見積書等（カタログを除く。）の、変更、取消し又は引換えには応じません。

③提出期限 令和 8 年 2 月 10 日（火）まで（閉庁日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで（郵送の場合は必着）

④提出方法 持参又は郵便等（書留郵便、特定記録郵便その他これに準じる方法によるものに限る。）

6 選考日

令和 8 年 2 月 12 日（木）

7 設置予定事業者の決定方法及び公表

（1）決定方法

有効な見積書を提出した者のうち、見積書に記載された金額（売上手数料年額）が、

下関市が定める予定価格以上でかつ最高額の者をブロックの設置予定事業者とする。なお、同額となった場合は、災害対応型の自動販売機設置予定のものを優先し、次に他のブロックに決定していないものを優先する。それでも決定しない場合は、くじにより決定することとする。くじ引きの日時については別途通知する。

(2) 設置事業者の公表

設置予定事業者を決定したときは、選考に参加した者全員に設置予定事業者名及び売上手数料年額を通知する。また、契約締結後、下関市ホームページにおいて設置事業者名を公表する。

8 選考の無効等

次の見積は無効とする。

- (1) 選考に参加できる資格のない者の提出した見積
- (2) 公告に示した諸条件に違反した者の提出した見積
- (3) 談合、その他不正な行為があったと認められる者の提出した見積
- (4) FAX又は電子メールによる見積
- (5) 記名押印のない見積
- (6) 見積金額等必要事項の記載のない見積
- (7) 同一人が同一事項について2以上の見積をしたもの

9 設置条件

(1) 使用済容器回収ボックスの設置

物件番号ごとに販売する清涼飲料水等に適合した使用済容器の回収ボックスを設置すること。

(2) 自動販売機の規格等

- ① 原則設置期間中は常に販売可能な状態を継続すること。
- ② 装飾は公序良俗に反しないものであること。
- ③ 可能な限りユニバーサルデザインであること。
- ④ 販売容器に缶、ビン及びペットボトルのみを使用する場合は、ノンフロン対応機であること。(フロン又は代替フロンは使用しないこと。)
- ⑤ 転倒防止対策を施すこと。
- ⑥ 物件番号ごとに電気等の使用量を計測するための子メーターを設置すること。
- ⑦ 設置する自動販売機本体等を変更する場合は、事前に下関市に申し出ること。

(3) 設置上の注意

設置に当たっては、電気設備の確認を行い、自動販売機及び回収ボックス等について公民館の管理上必要な指導を受けたときは、それに従うこと。

1 0 行政財産使用許可

使用許可する面積は、自動販売機、回収ボックス及び自動販売機脚部に設置する転落防止用鉄板等を投影する部分であり、「1公募に付する事項」中「(2) 公募物件」の表中に記載してある利用可能面積の範囲内とする。使用料は、利用面積を基に下関市行政財産使用料条例（平成17年2月13日条例第91号）の定めるところにより算定した金額とする。

※令和7年度の1m²当たりの行政財産使用料（年額）

北部公民館	10, 806円／m ²
西部公民館	10, 656円／m ²
川中公民館	13, 818円／m ²
川中公民館 分館	8, 868円／m ²
吉見公民館	11, 418円／m ²
長府東公民館	21, 342円／m ²
王司公民館	228円／m ²
清末公民館	12, 240円／m ²
小月公民館	29, 334円／m ²
王喜公民館	408円／m ²
内日公民館	12, 198円／m ²

なお、条例の改正等により額が変更する場合がある。

1 1 売上手数料

- (1) 売上手数料の納付方法等について、下関市と設置予定事業者が契約する。
- (2) 売上手数料は、下関市が発行する納入通知書により、毎月指定する期日までに全額納入すること。
- (3) 売上手数料は、契約金額（見積金額）を12で除した金額（100円未満は切捨てる。）を第2回目から第12回目の納付額とし、その合計額と契約金額との差額を第1回目の金額とする。
- (4) 設置事業者は、下関市が定めた売上実績報告書を、毎月指定する期日までに下関市に報告すること。

1 2 その他必要経費等

- (1) 自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等一切の費用は設置事業者の負担とする。また、自動販売機の運転に必要な光熱水費の使用料（実費弁償金）は、全額を設置事業者の負担とし、下関市が発行する納入通知書により、毎月指定する期日までに全額納入すること。

(2) 実費弁償金の算定の基となる使用量は、設置事業者が設置する子メーターの指示値を設置事業者が毎月指定された日までに計測し、毎月指定する期日までに下関市に報告すること。

1.3 使用条件

使用期間前及び使用期間中は、次のことを遵守すること。

- (1) 使用許可の条件を遵守し、行政財産使用料を期日までに全額納入すること。
- (2) 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。
- (3) 販売品の搬入、廃棄物の搬出時間及び経路については、下関市の指示に従うこと。
- (4) 販売品は、缶、ビン、紙パック又はペットボトルの密閉式の容器入りの清涼飲料水や乳製品など多品種、多品目により構成するよう努めること。また、酒類（いわゆるノンアルコール飲料を含む。）の販売は行わないこと。
- (5) メーカー希望小売価格（定価）以下で販売すること。

1.4 維持管理責任

次のことを遵守すること。

- (1) 販売品の補充及び金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、販売品の賞味期限が過ぎたものを販売しないように注意するとともに、在庫及び補充管理を適切に行うこと。

なお、自動販売機の所有、設置管理、故障発生時等の対応、販売品の補充及び売上代金の回収等を他者に行わせようとする場合は、自動販売機を設置しようとする日までに当該他者との間で委託契約又は協定等を締結し、その場合にあっては、設置事業者として決定を受けた後、「自動販売機の管理関係証明書（様式第4号）」及び当該委託契約書又は協定書等の書類の写しを下関市に提出すること。

- (2) 回収ボックス内にある使用済容器は、設置事業者の責任で適切に回収及びリサイクルすること。
- (3) 食品衛生について、清涼飲料水等の販売に必要な営業許可を受け、許可書の写しを設置事業者として決定を受けた後、下関市に提出するとともに、関係法令等を遵守して衛生管理に万全を期すること。また、関係機関等への届出及び検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。
- (4) 自動販売機の設置に当たっては、据付面を十分に確認した上で安全に設置すること。
- (5) 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情等については、設置事業者の責任において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。

1.5 原状回復

設置事業者は、許可期間が満了又は許可が取り消された場合は、速やかに原状回復すること。ただし、下関市が原状回復する必要がないと判断した場合は、この限りでない。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を下関市に請求することができない。

1.6 使用許可申請の手続き

(1) 設置予定事業者は、令和8年2月27日（金）までに、令和8年度分の行政財産使用許可申請書を提出すること。

《行政財産使用許可申請提出書類》 ※提出部数は各1通

- ① 行政財産使用許可申請書（下関市公有財産取扱規則様式第4号）
- ② 使用しようとする行政財産使用範囲を明らかにした図面（設置場所の自動販売機、回収ボックス、子メーター及び自動販売機脚部に設置する転倒防止用鉄板等の配置が分かる図面）

(2) 令和9年度及び令和10年度に契約更新を希望する場合は、当該年度分の行政財産使用許可申請書を提出すること。また次年度以降の契約更新を希望しない場合は、「契約辞退・解除申請書（様式第5号）」を提出すること。

(3) 次年度以降の行政財産使用許可申請書又は契約辞退・解除申請書の提出期限

令和9年度分 令和8年12月18日（金）まで

令和10年度分 令和9年12月17日（金）まで

1.7 契約辞退・契約解除について

設置予定事業者が、契約を辞退しようとする場合は、遅滞なく契約辞退・解除申請書を提出しなければならない。

設置事業者が、契約後その契約を解除しようとする場合は、契約解除しようとする3か月以上前までに契約辞退・解除申請書を提出しなければならない。

1.8 設置事業者としての決定又は使用許可の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定又は使用許可を取り消す。

(1) 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合

(2) 設置事業者が公募に参加できる者の資格（1）から（5）までに該当しなくなった場合

(3) 下関市に対して必要な報告をせず又は虚偽の報告をした場合

(4) 設置（予定）事業者が契約辞退・解除申請書を提出した場合

なお、設置事業者としての決定又は使用許可の取消しを受けた場合、以降3年間は下関市教育委員会教育部生涯学習課が行う自動販売機の公募に参加できない。

1 9 不可抗力による販売の休止について

天災、下関市の施工する工事等、設置事業者の非のない理由により、販売を余儀なく休止しなければならない場合は、以下のとおりとする。

- (1) 販売休止期間が1か月のうち5日以上の場合、その月の売上手数料の額は、日割計算の方法によって算定する。
- (2) 販売再開の目途が立たない場合は、販売休止の日をもって、契約を解除することができる。

2 0 その他

- (1) 使用許可等の手続きに関する一切の費用については、設置事業者の負担とする。
- (2) 公民館の整備等により、本書に定めていない事項及び疑義が生じた場合は、協議の上決定する。

2 1 参考データ

- (1) 下関市立公民館の延べ利用者数（令和6年度）

北部公民館	3 3 , 8 6 2 人
西部公民館	3 0 , 2 5 7 人
川中公民館	6 3 , 4 6 8 人
川中公民館分館	4 , 8 2 2 人
吉見公民館	1 1 , 5 2 6 人
長府東公民館	2 7 , 5 8 8 人
王司公民館	1 2 , 4 5 9 人
清末公民館	1 0 , 8 4 7 人
小月公民館	2 2 , 9 8 4 人
王喜公民館	7 , 1 4 8 人
内日公民館	4 , 8 2 4 人

川中公民館分館、吉見公民館、王司公民館、清末公民館、小月公民館、王喜公民館、内日公民館については支所併設館のため公民館利用者数に含まれていない支所利用者あり

- (2) 設置場所に係る図面

別添参照